

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○ ほか32名

被告 国ほか4名

準備書面(47)

原告らの主張のまとめ—その2

本件「戦争法」による具体的危険性と法的保護に値する損害の拡大

2021年2月2日

松山地方裁判所 御中

原告らの主張のまとめ—その2
本件「戦争法」による具体的危険性と法的保護に値する損害の拡大

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的)	3
第1 本件「戦争法」がもたらす軍事的緊張と被害の拡散	4
1 「戦闘地域と非戦闘地域」、「戦闘員と一般住民」の区別がつかない現状・現実	4
2 自衛隊隊員は日本国の代表と見られ、活動は日本国家の意志行為と認識される	5
3 本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要	7
第2 具体的危険性と法的保護に値する損害	8
1 戦争被害を前提とした現在の具体的危険性	8
(1) 自衛隊の米軍防護活動がもたらす攻撃性・侵略性の拡大	9
(2) 本件「戦争法」による自衛隊の日米共同訓練の変化の実情	10
(3) 本件「戦争法」による米軍の全国の自衛隊基地や演習場の利用の拡大	11
(4) 「戦争法」による18大綱に見られる自衛隊が保有しようとしている武器状況	13
(5) 「戦争法」による2019年シナイ半島への幹部自衛官派遣	15
(7) 「戦争法」による2020年中東への自衛隊派遣	16
(8) 「戦争法」によるイージス艦「まや」就役による海自・米軍の一体化加速	21
(9) 「戦争法」による敵基地攻撃能力の問題について	22
(10) 自衛隊の変貌が戦争やテロによる日本の危機を切迫したものにしている	24
(11) 「戦争法」による自衛隊の軍隊活動の強化、米軍との一体化の強化進行	29
結語	29

はじめに（当該準備書面の主張目的）

本件「戦争法」の立法内容が、日本国憲法の〈立憲平和主義〉に反し違憲・違法であること、また、憲法9条に反し違憲・違法であることを原告準備書面(1)、同(4)、同(14)、同(17)、同(23)、同(24)、同(33)、同(35)、同(42)などで主張・立証し、これらの主張を原告準備書面(46)で整理し、被告らの主張に反論し、本件「戦争法」の立法内容が違憲・違法であることなどを明らかにした。

また、本件「戦争法」は、これまでの自衛隊の「専守防衛」という制限枠を壊し、米軍と自衛隊の武力共同行動を可能とし、自衛隊を攻撃的・侵略的な軍事組織に変貌させ、その攻撃性・侵略性に対する警戒心や敵愾心が広まり、その結果、国際社会及び日本国内の軍事的緊張を高め、紛争・「テロ」の被害を拡散している。それは、単なる軍事的緊張を高めただけでなく、しかも、抽象的な戦争や紛争・「テロ」の危機をも高めたというレベルにとどまらず、具体的危険性と法的保護に値する損害を生み出していることも明らかにした。

このような理由から、本件「戦争法」の立法内容の違憲・違法をめぐる裁判が、全国各地で起こされ、札幌地裁、東京地裁、大阪地裁などでは地裁判決が出され、いずれも、本件「戦争法」の立法内容の違憲審査を回避したうえで、たとえば大阪地裁裁判(原告準備書面(42)の23頁で大阪戦争法訴訟としている)では、「本件各国賠償請求原告らが、各自の悲惨かつ過酷な戦争経験等を踏まえ、本件各行為によって、生命、身体等に対する危険が生ずることへの不安、憂慮及び精神的苦痛を感じていることは、十分うかがい知ることができる……」と認めながらも、「…原告らの生命、身体及び健康等の利益に対する具体的な侵害が生じていることは認められない……」ので「前記の不安、憂慮及び精神的苦痛は……一般に広く生じうる抽象的な不安感にとどまる」などとの理由で、請求を棄却している(後述の配布控訴理由書の1-2頁)。なお、東京地裁判決や札幌地裁判決でも、同様の理由で、原告らの請求を棄却している。

本件でも、被告国は、「人格権」の侵害についてはあるが、被告国第2準備書面で、「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかという漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」(41~42頁。以下これを「被告国主張①」という。)と同様の主張を行っている。

当書面では、これらの地裁判決理由と被告国の主張を念頭におき、アフガニスタンなどで医療活動をしていた中村哲医師が、本件「戦争法」により日本国・日本人に対する敵愾心を高め、日本人であるとの理由により、銃撃され、死亡したこと、この事態が端的に示すように、本件原告らが、本件「戦争法」の施行により、原告らがこれまで主張してきた事態、つまり、戦争や「テロ」の危険が現実のものとなっている事態を明らかにし、決して抽象的な危惧や不安ではなく、現実のものとなっている事態であることを明らかにする。

なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 本件「戦争法」がもたらす軍事的緊張と被害の拡散

1 「戦闘地域と非戦闘地域」、「戦闘員と一般住民」の区別がつかない現状・現実

2011年に分離独立した南スーダンに、日本政府は、1.「紛争当事者の中で停戦合意成立」、2.「紛争当事者の同意」、3.「中立的立場の厳守」、4.「以上のいずれかが満たされないとき撤収することが出来る」、5.「武器使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られる」というPKO5原則が満たされていないにもかかわらず、自衛隊の施設部隊を2012年1月に派遣した。

当初予想されていたように、2013年12月には大統領が率いる政府軍と前副大統領を支持する反政府勢力との間で大規模な内戦が勃発し、もはや日本のPKO派遣の条件が、明らかになり立たなくなっていた。つまり、「紛争当事者の中で停戦合意成立」しているのに「戦闘」は起こらないと、つまり「非戦闘地域」であると自衛隊部隊を派遣していた地域が、「戦闘地域」となっていたが、「戦闘」ではなく「衝突」であると強弁し、日本政府は自衛隊部隊を撤収させなかった。こうしたなかで戦闘が頻発するもとの、自衛隊は宿営地にこもり、宿営地内の道路補修や施設建設をしていた。

2016年7月7日から、首都ジュバで過去最大の大規模な戦闘が起こり、数百人が死亡、すでに、市内では政府軍と反政府勢力が点在して各地で小競り合いが起きていた。7月11日午前11:00に自衛隊宿営地(日本やインドなど6カ国が駐屯するUNTンビン)のすぐそばで銃撃戦が起こり、自衛隊宿営地に隣接するトルコビルに反政府軍が立てこもり、自衛隊の頭越しに反対側にいる政府軍部隊と激しい銃撃戦が始まった。ただちに警備担当隊員に対して一斉退避命令がだされた。監視塔には銃弾が直撃し、倉庫、給水塔にも撃ち込まれ、自衛隊の宿営地の前を政府軍の戦車が走行し、反政府軍が立てこもるビルに向けて戦車砲で砲撃。頭の上を銃弾が飛び交い、戦車砲が炸裂していた。

仮に卓上の地図上で「非戦闘地域」であると分けしたとしても、現実には、「非戦闘地域」としている地域で戦闘が起こっている。「戦闘地域」と「非戦闘地域」は、明確に区切ることはできない。つまり、「非戦闘地域」であるから「戦闘」は起こらないとの説明など何ら保障になり得ず、具体的な境界などは存在しないという現状、現実がある。また、これまでの国対国の戦争・紛争という枠には収まらない、国家組織ではない組織による武装化による「戦争」「戦闘」「紛争」が多数であり、「軍人と一般人」との区別さえも明確ではなくなり、「戦闘員」と「一般住民」の区別も明確ではないとの現状・現実がある。

つまり、自衛隊部隊が派遣される現地の状況や現実には、「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別や「戦闘員」と「一般住民」の区別さえも明確ではない状況下で、自衛隊員らは活動しているのである。

このような現状・現実がある中で、本件「戦争法」の施行に伴い、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」を改正する閣議決定が2016年11月15日に行われ、武力行

使そのものにつながる危険性を持つ「宿営地共同防護」「駆けつけ警護」の任務が、戦闘が継続的に続けられている南スーダンに派遣される11次派遣隊に対し付与されたのである(詳細は、原告準備書面(17)32-36頁、(24)50-54頁参照)。

つまり、自衛隊隊員が、現地の一般人を何らかの理由で、銃を使用し負傷させるという事態が起り得るのである。

2 自衛隊隊員は日本国の代表と見られ、活動は日本国家の意志行為と認識される

自衛隊の派遣地の現地住民ら(子ども・女性・老人・男性など)には、自衛隊隊員らの活動がどのように見え、認識され、評価されるのであろうか。

現地住民らは、自衛隊隊員らを、①日本国家を代表する人たちと認識し、その政府の命令を受け、その職務命令を遂行する軍人(特別国家公務員)と見なしているだろう。②自衛隊隊員らの出で立ち、一般住民とは大きく異なり、銃などの武器を携帯し、その武器を必要に応じて使用し、戦闘事態に即応できる軍事訓練を習得している人たち(軍人)であると見なしているだろう。③日本人であっても、日本国家を代表する存在ではない日本の商社の駐在員やボランティア従事者や旅行者とはまったく異なる特別な存在として自衛隊隊員らを見なしているだろう。

海外に派遣され、活動する自衛隊活動は、このような①②③という特殊性を帯びた性質を持つ。つまり、自衛隊活動は、日本国の意志を表明する行為と見なされ、認識され、存在し、それは日本国「国民」に対する評価や認識とイコールとして見なされるだろう。そして、それは、自衛隊員ら活動を直接見聞きする現地の人々にとどまらず、派遣されている国の人々、さらには隣国の人々・世界の人々も同様であらう。

つまり、自衛隊隊員らの活動に対する評価や認識が、日本人(国民)に対する評価や認識となり、日本人(国民)に対する行為となって現れ、示されることになる。それが、次の㊦ないし㊧の流れとなるという自衛隊活動の特殊性と性質がある。

では、本件「戦争法」に基づく自衛隊派遣活動が、どのように派遣現地や世界の人々に見られ、評価・認識され、それがどのように日本人(国民)へと現れ、影響するようになるのであろうか。

この点について、原告準備書面(40)の23頁で、「2015年9月、『戦争法』成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清朱愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであらう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えからだ」と言われたという(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る! 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)112-113頁)。」を紹介している。

また、「現場で国際協力に携わるNGO関係者は、『駆け付け警護』が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を行ってきた中村哲医師は「『(現状では)海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るどころか、かえって危険です。私は逃げます」と述べていた(西日本新聞2014年5月で16日付)。」との記事を取り上げた。

その中村哲氏が、2019年12月4日、アフガニスタンの東部ナンガルハル州の州都ジャララバードにおいて、車で移動中に何者かに銃撃を受け、死亡した(中村と共に車に同乗していた5名の運転手や警備員も同時に殺害)。

中村哲氏は、本件「戦争法」が、国際社会の平和ではなく、逆に軍事的緊張を招いていると述べていた。

NHKの「ETV特集 アンコール——武器ではなく 命の水を～医師・中村哲とアフガニスタン」において、アフガニスタンで活動する中村哲は、「武器や戦車では解決しない。農業復活こそがアフガン復興の礎だ」と述べ、「9条を変えて『軍隊を派兵出来る普通の国になるべきだ』という論理の、その『普通の国』の意味がよくわかりませんね。そんなことを言うのは、“平和ボケ”した、戦争を知らない人たちの意見なのではないでしょうか」と述べ、日本の軍事行動が、現地での活動をより困難にしているとの認識を示していた。

『毎日新聞』デジタル版(2019年12月4日 19時41分)は、「中村哲さんは、これまで毎日新聞の取材にたびたび応じていた。人道支援や憲法9条の重要性などについて、自身の経験から数多くの言葉を残していた。」とし、「100万発の銃弾より、1本の用水路の方がはるかに治安回復に役立つ。(日本政府は)米欧の軍事行動と一体と見なされない独自の民生支援を長期的に進めるべきだ」(2009年2月、オバマ米大統領=当時=がアフガニスタンへの増派を決めたことを受けての取材で)として、「憲法は我々の理想です。理想は守るものじゃない。実行すべきものです。この国は憲法を常にながらにしてきた。インド洋やイラクへの自衛隊派遣……。国益のためなら武力行使もやむなし、それが正常な国家だなどと政治家は言う。私はこの国に言いたい。憲法を実行せよ、と」の中村哲氏のコメントを掲載していた(詳細は原告準備書面(45)の30-31頁)。

これが、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動に対する派遣地の住民や世界の人々の評価や認識であり、その評価や認識により引き起こされる事態は、現地に派遣された自衛隊隊員に対して現れるだけにとどまらず、日本人(国民)に対して降り注ぎ、日本人であるとの理由だけで、中村哲氏がその影響を直接受け、銃撃を受け死亡したのである。

これが、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動により、日本人(国民)として、誰も逃れられない影響であり、本件「戦争法」により被る原告らの被害の本質である。

3 本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要

前述した流れ、因果関係を、原告準備書面(27)の11頁の「本件『戦争法』がもたらす軍事的緊張と被害の拡散」で述べているが、これをベースにし、本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する原因となる概要を述べる。

- ㊦ 本件「戦争法」により、日本が直接攻撃もされていないにもかかわらず自衛隊の出動が可能となった。この自衛隊活動は、専守防衛、つまり、自衛目的ではなく、米軍などと一体となる攻撃活動が可能である。つまり、本件「戦争法」は、これまでの自衛隊活動を変貌させ、平和的手段による紛争の解決を目指すものではなく、軍事的(暴力的)手段による解決の採用であり、米国による他国攻撃に自衛隊が参加するという共同軍事行為を可能とし、「米国による他国攻撃に自衛隊が参加する」法律である。

このように変貌した自衛隊活動は、自衛隊が出動した現地の住民(子ども・女性・老人・男性など)らから、前述のように「自衛隊隊員は、日本国の代表と見られ、活動は、日本国の意志行為と認識され」、その認識に基づき、その矛先は日本人(国民)に向く。以下これを本件「戦争法」による「㊦攻撃当事国・国民(日本人)」という。

- ㊧ 本件「戦争法」による自衛隊活動(=攻撃隊活動)は、自衛隊が出動した現地住民(子ども・女性・老人・男性など)の日常生活上の軍事的な緊張を高め、「人格権」と「平和的生存権」(基本的人権の基礎)を脅かし、場合によっては現地住民への加害行為(攻撃)を引き起こし、被害を受けた現地住民にとどまらず、同様の認識を有する人々の怒り・悲しみを生み出し、日本(人)への敵愾心を高める。以下これを本件「戦争法」による「㊧攻撃当事国国民(日本人)に対する敵愾心涵養」という。

- ㊨ 本件「戦争法」を起因する自衛隊(=攻撃隊)活動により引き起こされた日本国民への敵愾心は、世界各地に広がっている「テロ」が示すように、反撃や復讐の暴力となって当事国日本国民に向かい、世界各地で暮らしている、あるいは旅行する日本国民に対する反撃・報復・復讐を引き起こす。以下これを本件「戦争法」による「㊨攻撃当事国日本国民への反撃」という。(なお、これらの「反撃・報復・復讐」行為などを“テロ”と呼ばれることが多いが、その起因である先行の加害行為を棚に挙げている問題ある表現であるので「テロ」という。)

- ㊩ 本件「戦争法」を起因とする日本国民への反撃は、世界各地で暮らしている、あるいは旅行する日本国民に対する本件「戦争法」による「㊨攻撃当事国日本国民への反撃」ととどまらず、日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かす。以下これを本件「戦争法」による「㊩日本国の日常生活の危険の増大」という。

以上の本件「戦争法」により、㊦自衛隊は、米軍などと一体となる攻撃活動により、軍事的緊張を高め、紛争などを拡大し、日本国国民である私たちは、攻撃当事国国民となり、㊧その被害を被った住民らの中に、攻撃当事国日本国民に対する敵愾心涵養が広がり、㊨の世界各地で暮らし、活動する日本国民への「反撃・報復・復讐」を生み出し、㊩日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的な人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かす。これが、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動によって引き起こされる「世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要」であり、原告らが述べる具体的危険性と権利ないし法的保護に値する損害を被る道筋の概要である。

第2 具体的危険性と法的保護に値する損害

冒頭で述べた大阪地裁判決を不服であると控訴(令和2年(行コ)第30号)し、「戦争法」違憲訴訟の会が同訴訟の原告や支援者に配布した控訴理由書(2020年12月18日付提出。2020年12月22日付配布、以下「配布控訴理由書」という。)と「半田滋陳述書(2020年10月5日付提出。10月20日付配布。以下「半田陳述書」という。証拠甲94号証)を援用し、本件「戦争法」により、自衛隊が変貌し、戦争やテロの危険が現実のものとなっている事態を明らかにし、本件原告らが、本件「戦争法」の施行により、原告らがこれまで主張してきた事態が、決して抽象的な危惧や不安ではなく、現実のものとなっている事態であることを明らかにする。

1 戦争被害を前提とした現在の具体的危険性

配布控訴理由書において、「**2** 戦争被害を前提とした現在の具体的危険性」で、「本件安保法制ができるまでの我国の法制度は厳格に専守防衛を貫いてきた。そして、その体制は諸外国もよく知るところであり、日本は専守防衛の国、すなわち、日本から自分の国に先制的に攻撃を加えてくることはないという安心感をもってみられてきた。／したがって、我国における国民の平和的生存権に危険が及ぶという事態は、他国が我国に攻撃を加えてくる具体的危険が生じてから発生する危険性であった。／しかしながら、安保法制ができ、集団的自衛権行使が認められるということは、同盟国主導で戦争が開始されること、具体的にはアメリカ合衆国による戦争行為により、直ちに、我国が戦争状態に巻き込まれる危険性が生じたことが最大の我国にとっての危険であり、我国国民の平和的生存権に対する危険である。」(2頁)と述べている。

前述の㊦ないし㊩について、主として半田陳述書(証拠甲94)に基づき、その具体的危険性を、「戦争法」の適用の第2弾として「米軍防護」からはじまる日米軍事の一体

化がその最大の危険性をもたらし、切迫していく状況を時系列的に明らかにする。

(1) 自衛隊の米軍防護活動がもたらす攻撃性・侵略性の拡大

配布控訴理由書の2-3頁で、本件「戦争法」による自衛隊の米軍防護活動を次のように述べている。

(3) 米軍防護活動

ア) 2017年5月1日、神奈川県横須賀港を出港した海上自衛隊の護衛艦「いずも」が房総半島沖で米軍横須賀基地を出た米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流した。また、護衛艦「さざなみ」は5月2日午前、広島県呉基地を出港して豊後水道を南下して太平洋に出た後、5月3日に四国沖で2隻と合流、「いずも」と「さざなみ」は米軍補給艦を護衛しながら航行した。

この事実は新聞報道が先行したため、新聞・テレビが取材する中での実施になったが、安倍晋三前首相が「北朝鮮情勢が緊迫するなか、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務に当たりました」(安倍前首相2018年1月22日施政方針演説)と述べた2017年の航空機防護の内容は全く明らかとなっていない。そもそも、米軍防護の実情全体がわれわれには分からない構造となっている。

すなわち、「自衛隊法95条の2の運用に関する指針」で、「防衛相は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告する」とされ、国家安全保障会議の内容や結果は「特定秘密」となっているからである。そのため、われわれは、毎年初めころに防衛省が「お知らせ」として1枚紙で公表する警護の結果で、米軍の艦船防護か航空機防護か、また「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」か、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動」か、あるいは、「我が国を防衛するために必要な能力を訓練するための共同訓練」か、その件数を知ることができるだけである。

イ) 2019年2月28日の「お知らせ」では、2018年に米艦船防護が6件、米航空機防護が10件合計16件で、うち、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動が3件、共同訓練が13件、また、2020年2月14日の「お知らせ」では、米艦船防護が5件、米航空機防護が9件の合計14件で、うち、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動が4件、共同訓練が10件であると報告されている。

ウ) 米軍防護の根拠法規である自衛隊法95条の2によれば、自衛官は米軍など他国軍の武器等を守るため武器使用をすることができる。そこで、防護す

べき米艦船が攻撃を受けた場合、その自衛官の判断で自衛隊が反撃すれば、日本が米国と他国との間の戦闘・戦争に巻き込まれていく可能性がある。外形的には、集団的自衛権の行使と何ら異なることがないのである。

以上のように、米艦船に攻撃する相手側から見れば、自衛隊活動が、米艦船の防護が目的であるとしても、自衛隊のその攻撃は、日米の一体の軍事行動である。したがって、相手側から自衛隊への攻撃を招くことになる。それは、自衛隊の攻撃によって、負傷したり、死亡した相手側の兵士の家族・仲間、相手国側の人々の中に、日本国民に対する怒り、恨みを生み出す「④攻撃当事国国民(日本人)に対する敵愾心涵養」とそれに基づく「⑤攻撃当事国日本国民への反撃」、「⑥日本国の日常生活の危険の増大」という連鎖を引き起こすのである。

(2) 本件「戦争法」による自衛隊の日米共同訓練の変化の実情

配布控訴理由書の3頁で、本件「戦争法」による自衛隊の日米共同訓練の変化の実情を次のように述べている。

(4) 日米共同訓練の変化の実情

ア) 2018年、トランプ大統領が不公正な貿易を理由に中国に対して巨額の関税を課し、中国が対抗して米国からの輸入品に関税を上乗せして、米国と中国との関係がみるみるうちに悪化した。また、2018年10月4日、ペンス副大統領が、中国に対する鋭い批判の演説を40分にわたって行った。その内容は、貿易問題のみならず、外交、軍事、内政の批判にまで及ぶものであった。

このように米国と中国との対立は、「第2の冷戦」とまで呼ばれつつあり、両国関係の動向が世界における緊張を高める状況に立ち至っている。

イ) こうした状況の下で、2018年、海上自衛隊は「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、空母型護衛艦「かが」、汎用護衛艦「いなづま」「すずつき」の3隻と隊員約800人を2018年8月26日から10月30日まで2か月以上にわたり、インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、フィリピンの5か国に派遣した。そして、3隻の護衛艦は後から追いついてきた潜水艦「くろしお」と一緒に、9月13日、南シナ海で対潜水艦戦の訓練を行っている。そして、2019年には、前年に引き続き「平成31年度インド太平洋方面派遣訓練」を実施し、護衛艦「いずも」「むらさめ」の2隻と隊員590人を派遣している。

ウ) また、これらに先立って、2017年には、海上自衛隊はインドで行われたインド海軍と米海軍とによる米印の共同訓練「マラバール」に初めて参加し、その

際、毎回参加することを表明し、「マラバール」は日米印3か国による共同訓練に変化している。また、海上自衛隊は、2017年11月、タイであったASEAN創立50周年記念国際観艦式に護衛艦「おおなみ」を1か月にわたり派遣している。

エ) さらには、安全保障関連法制定後に奄美、琉球諸島(奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島)に陸上自衛隊の部隊を新設し、奄美大島、宮古島、石垣島に地对艦ミサイル部隊を新設して中国の軍艦を狙えるようにしている。

日本は、米中の対立が続く中、その渦中に自らも身を投じようとしているのである。

米国との対立が深まる中、中国は2020年8月26日に南シナ海に向けて、中距離弾道ミサイル「DF21D(最大射程1800キロ)一空母キラーの異名」と米軍基地のあるグアムを射程に収める「DF26(同4000キロ)ーグアムキラーの異名」を合わせて4発発射した。

オ) 南シナ海で米中の軍事衝突が生じる可能性は否定できず、その場合には、安全保障関連法により、日本も無関係ではいられない。その軍事衝突に関わらざるを得ない。

このような思い切った自衛隊の米軍寄りの活動は、安全保障関連法がもたらしたものであり、その結果、対中国との緊張関係が増大し日本の戦争への危険が高まっている。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊の日米共同訓練が変化し、軍事的緊張を生み出している。中国側から見れば、自衛隊活動が、米艦船の防護が目的であるとしても、自衛隊のその攻撃は、日米の一体の軍事行動である。軍事的緊張を高めている。

(3) 本件「戦争法」による米軍の全国の自衛隊基地や演習場の利用の拡大

配布控訴理由書の4頁で、本件「戦争法」による米軍による全国の自衛隊基地や演習場の利用の拡大を次のように述べている。

(5) 米軍による全国の自衛隊基地や演習場の利用の拡大

ア) 2018年10月3日、「ジャパン・ハンドラー」と呼ばれるアーミテージ元米国務副長官、ジョセフ・ナイ元米国国防次官補らが主導するシンクタンク戦略国際問題研究所が「21世紀における日米同盟の再構築」と題する提言(第4次)を行った。通称「アーミテージレポート」と呼ばれ、これまでも、2000年、2007年、

2012年と過去3回にわたって発表され、毎回、日本が集団的自衛権の行使に踏み切るよう求めてきた。米国が長年にわたり、通奏低音のように集団的自衛権行使に踏み切るよう求めていたことは疑いがない。

イ) 半田氏は、実例があるという。1993年北朝鮮が核開発のため核拡散防止条約(NPT)脱退を表明した際、米国は核開発施設のある寧辺(ニョンピョン)の空爆を計画した。第二次朝鮮戦争の勃発を想定して、日本政府に米軍による港湾の使用、自衛隊による米軍への輸送、補給医療など1059項目の支援を求めた。日本政府は「集団的自衛権の行使は認められていない」とゼロ回答した。かつての憲法9条が日本をアメリカの始める戦争に巻き込まれることを防ぐ絶大な効果を示した実例である。

ウ) しかし、安保保障関連法が施行された今、かつての憲法9条による歯止めはなくなっている。

安保法制を議論した国会で安倍前首相が集団的自衛権行使の唯一の事例として言い続けた「ホルムズ海峡の機雷除去」も、2012年のアーミテージレポートで主張されていた。アーミテージレポートは、安倍政権にとって、安全保障政策の水先案内人ともいべき位置を占めていた。

安全保障関連法施行後である2018年10月3日に発表された第4次アーミテージレポートは、中国の存在が米国やその同盟国の軍事的優位性を脅かす存在となっていること等を問題点として列挙した上、解決策として、「日米の軍事作戦の調整を深化する」、「軍事面における共同技術開発を推進する」など4点を挙げて、10項目にわたる勧告を日米政府に対して行っている。その10項目のうち、軍事に関わる項目を要約すると、以下の4項目である。

- ①自衛隊基地と在日米軍基地を日米が共同使用できるよう基準を緩和せよ。
- ②日米統合部隊を創設せよ。
- ③自衛隊に合同作戦司令部をつくれ。
- ④日米の共同作戦計画をつくり、アジア太平洋軍にスタッフを派遣せよ。

つまり、自衛隊が憲法や法律などの国内基準の縛りを受けることなく、米軍の一部として相応の軍事的役割を果たしてほしい、自衛隊基地も民間施設もより自由に軍事利用できるようにしてほしいという要望である。

アーミテージレポートが安倍政権のバイブルであったことからして、今後数年の間にいくつかの項目が実現に向け動き出すかもしれない。

エ) 現に自衛隊基地・駐屯地等を米軍基地化する動きが始まっている。

その一例として2019年12月1日から12月13日まで、陸上自衛隊饗庭野(あ

いばの演習場(滋賀県)、国分台演習場(香川県)、日本原演習場(岡山県)、明野駐屯地(三重県)を含む広域で、陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練が行われた。

2018年10月、日米合同委員会(日米地位協定を実現するための日米協議機関)は、福岡県にある築城基地と宮崎県の新田原基地に、緊急時に米軍が使用する弾薬庫、駐機場、燃料タンク等を整備することで合意した。防衛省が必要な施設整備を2022年後までに完了し、米軍に提供することになる。

この措置は、日米両政府が2006年5月に合意した米軍再編ロードマップに沿った措置であるが、ここへきて急に実現に向け動き出し、安保法制を受けて軍事への傾斜が強まった。米軍が自衛隊基地を日常的に活用し、生活や訓練をともに行うことで日米一体化は、ますます加速していくことになり、それだけ、アメリカの戦争に日本が巻き込まれたり加担したりする危険が強まりつつあるのである。

以上のように、本件「戦争法」が、米軍との軍事共同行動を各段に進め、それは、自衛隊の攻撃的・侵略的軍隊に変貌していることを示す。それは、世界の軍事的緊張を高めているということにほかならない。

つまり、以上の本件「戦争法」により、㉞自衛隊は、米軍などと一体となる攻撃活動により、軍事的緊張を高め、紛争などを拡大し、日本国国民である私たちは、攻撃当事国国民となり、㉟その被害を被った住民らの中に、攻撃当事国日本国民に対する敵愾心涵養が広がり、㊱の世界各地で暮らし、活動する日本国民への「反撃・報復・復讐」を生み出し、㊲日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的な人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かす。これが、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動によって引き起こされる「世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋」である。

(4) 「戦争法」による18大綱に見られる自衛隊が保有しようとしている武器状況

配布控訴理由書の4-5頁で、本件「戦争法」による18大綱に見られる自衛隊が保有しようとしている武器の状況を次のように述べている。

(6) 18大綱に見られる自衛隊が保有しようとしている武器の状況

ア) 2018年12月18日、防衛計画の大綱(18大綱)が、閣議決定された。「向こう10年を見通して策定した」として2013年に安倍政権の下で作成された13大綱が、5年しか経過していない2018年に作成されたのは、2016年に安保法制が施行され、13大綱では読み込めない軍事への傾斜が強まったからである。

イ) 安保法制の施行を受けて策定された18大綱は、専守防衛から著しく逸脱

し、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域にまで拡大するものである。特に、半田氏は以下の点を指摘している。

ウ) 政府は従来、「個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃型兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイルOCBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている」(1988年4月6日参院予算委員会、瓦力防衛庁長官)と答弁し、大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の3種は保有できないと断言してきた。

にもかかわらず、18大綱では、護衛艦「いずも」を空母化して垂直離着陸機F35を搭載することになった。

エ) また、「スタンド・オフ防衛能力」が登場し、相手の射程から外れた遠方から攻撃することのできる長距離ミサイルを保有することになる。18大綱を受けた中期防衛直整備計画では、具体的武器名として「スタンド・オフ・ミサイル(JSM、JASSM、LRASM)の整備を進める」と記載されている。JSMはノルウェー製のミサイルで射程500キロ、F35に搭載する。JASSMとLRASMは射程900キロでF15戦闘機やF2戦闘機に搭載の計画である。こうした長距離巡航ミサイルを日本海上空から発射すれば、朝鮮半島に届き、東シナ海から発射すれば、中国大陸まで届くのであり、まさに「敵基地攻撃」の爆撃機ということができる。

オ) さらに、中期防には、「島しょ防衛用高速滑空弾(略)の研究開発を推進する」とある。島しょ防衛用高速滑空弾は、ロケットのように打ち上げ、上昇後、切り離された弾頭部がグライダーのように滑空して敵を攻撃する武器で、いわば、弾道ミサイルと巡航ミサイルとを組み合わせた構造となっている。政府は、沖縄県の宮古島、石垣島への配備を計画し、島しょ防衛に用いると説明しているが、高速滑空弾の推進部を大型化し、より長距離のミサイルとして地上から発射すれば他国の領土を攻撃することも十分可能になる。

このように、18大綱は、政府が過去保有できないとしてきた「大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母」のいずれも保有することを掲げているのである。

18大綱にみられる日本での攻撃型兵器の所有と米軍と自衛隊との一体化の動きは、中国や北朝鮮との緊張関係を高める要因の一つとなっている。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民としての活動と見なされ、私たちは、⑦「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで④「攻撃当事国の国民(日

本人)に対する敵愾心が涵養」され、㊦「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊧「日本国の日常生活の危険が増大」という軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となっている。

(5) 「戦争法」による2019年シナイ半島への幹部自衛官派遣

配布控訴理由書の5頁で、本件「戦争法」による2019年シナイ半島への幹部自衛官派遣を次のように述べている。

(7) 2019年シナイ半島への幹部自衛官派遣

ア) 安倍内閣は、2019年4月2日、エジプトのシナイ半島でイスラエル、エジプト両国軍の停戦活動を行う「多国籍軍・監視団」(MFO)に司令部要員として陸上自衛隊の幹部二人を派遣する実施計画を決定した。1992年以来、自衛隊が参加できる平和維持活動は、国連が実施するPKOに限定されていた。

イ) ところが、安保法制では、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」への参加も認めた。このMFOへの派遣は、その初めての活用である。PKOや国際連携平和安全活動への参加は、部隊派遣と個人派遣とがあるが、今回は個人派遣であり、国会の事前承認も不要とされ、閣議決定のみで実施されている。

しかし、自衛隊が国連PKO以外の多国籍軍による平和安全活動に初めて参加するというのであるから、政府は活動の中身を国会に報告し、国会は法的整合性と参加の是非を議論する必要があるはずである。

ウ) MFOは、1979年、米国が主導した和平条約に基づいて創設され、シナイ半島におけるイスラエル軍とエジプト軍の動きを監視している。

12か国から約1200人の兵士が派遣され、武力の主体は米軍である。ソマリアで多くの犠牲を出したことをきっかけに、PKOでの部隊派遣をやめた米国がここでの主役となっている。現地の治安情勢に関する新聞報道によると、現在のMFOの活動は当初から大きく変化を遂げ、イスラエル軍とエジプト軍とが「広範囲に協力」して、シナイ半島での過激派組織によるテロを排除するための掃討作戦を展開しているとのことである。

停戦監視の任務が過激派対処に変化しているのであれば、派遣の際の菅官房長官の「停戦監視活動に貢献する」との説明は筋が通らず、テロ攻撃による隊員の安全確保にも不安が生じる。このようなMFOに自衛官を派遣したのは、「積極的平和主義」を掲げ、自衛隊の積極活用を進めたい安倍首相の意図によるものである。

今回のMFOの場合は個人派遣とは言え、国連が統括しない国際連携平和

安全活動への派遣を実施したことは、今後の部隊としての多国籍軍への派遣に繋がるものであり、自衛隊が多国籍軍とともに戦争へ加担する危険を一層強めていくことになるのは必至である。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㊦「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㊧「攻撃当事国の国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊨「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊩「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となる。

(7) 「戦争法」による2020年中東への自衛隊派遣

配布控訴理由書の5-8頁で、本件「戦争法」による2020年中東への自衛隊派遣を次のように述べている。

(8) 2020年中東への自衛隊派遣

ア) 2019年11月、対イランの軍事作戦のために米国が呼びかけて結成された有志連合は、今も休むことなく、ペルシャ湾やホルムズ海峡での警戒監視活動を続けている。その活動に全面的に協力しているのが日本である。

安倍内閣は2019年12月27日、中東における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動を行うため、自衛隊の中東派遣を閣議決定した。現在、中東へは護衛艦「たかなみ」とP3C哨戒機二機が派遣されている。

イ) 政府はイランとの伝統的に良好な関係を壊したくないことから、「有志連合に加わらない独自派遣」と説明しているが、実態はどうだろうか。

P3C哨戒機2機は2020年1月20日からアデン湾上空からの情報収集活動を開始し、2020年3月の1ヶ月間で船舶約2400隻を確認した。この2機が海賊対処として同月、アデン湾上空から確認した商船は約2100隻だった。

実は派遣された哨戒機は、日本関係船舶のための情報収集活動と海賊対処法に基づく哨戒飛行を同時に行っている。つまり、1回の飛行で2つの任務を同時にこなしている。海賊対処では商船の監視にとどまるが、情報収集活動はより幅広い船種も監視対象となる。3月中に確認した船舶が情報収集活動の方が300隻多いのは、軍艦や漁船が含まれるからである。

一方、護衛艦「たかなみ」はアラビア海北部のオマーン湾をゆっくり航行していて、情報収集活動を始めた2020年2月26日から29日までの4日間で約500隻、3月の1ヶ月では約2700隻の船舶を確認した。

オマーン湾はホルムズ海峡に隣接しており、同海峡を通過して産油国が集中するペルシャ湾とオマーン湾の間を往来する船舶が1日100隻近いことを示している。

防衛省統合幕僚監部は「たかなみ」とP3C哨戒機が収集した情報をもとに「特段の異常は確認されていない」という。自衛隊が収集した情報はリアルタイムで有志連合に伝えられ、有志連合からは自衛隊の活動に必要な情報が提供される。自衛隊と有志連合は持ちつ持たれつの関係となっている。

ウ) それだけではない。自衛隊は有志連合の情報収集活動の「補完」をしている。

有志連合の活動海域は、ペルシャ湾、ホルムズ海峡、バブ・エル・マンデブ海峡、オマーン湾の4カ所。一方、自衛隊の活動海域は「オマーン湾、アラビア海北部およびバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海」(2019年12月の閣議決定)で、活動海域は有志連合と重複する。

さらに調べると「補完」という表現では控え目に過ぎると思えるほど、自衛隊による有志連合への貢献度は高い。

有志連合は2019年11月7日、米国、英国、豪州、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アルバニアの7カ国が参加して結成された。米国は2019年7月以降、60カ国以上の国々に参加を呼びかけたが、参加したのはわずか6カ国。2020年3月にはリトアニアが加わった。

作戦名は「オペレーション・センチネル(番兵作戦)」。目的は、中東における航行の自由を確保するため海運に関わる脅威を抑止し、海洋の状況把握と監視を強化することにある。

具体的な活動内容は、①大型の海軍艦艇がホルムズ海峡の西側・東側の監視を実施し、ペルシャ湾内外で活動する、②小型の海軍艦艇は主要な運航帯をパトロールし、ペルシャ湾内で活動する、③航空機は上空から船舶航行の流れを監視する、と盛りだくさんである。

エ) ところが、有志連合に艦艇や航空機を差し出しているのは英国と豪州の2カ国に過ぎない。現在、活動しているのは英国の駆逐艦「ディフェンダー」、フリゲート艦「モンローズ」と豪州のフリゲート艦「トゥーウンバ」の3隻だけ。哨戒機は豪州が差し出した1機のみである。米国や他の参加国は具体的なアセット派遣を表明していない。

これに対し、日本が中東へ派遣したのは護衛艦一隻とP3C哨戒機2機である。有志連合と比べ、数の上では見劣りしない。

注目されるのはP3C哨戒機の活躍ぶりである。P3C哨戒機2機は2009年6月からアデン湾における監視飛行を開始、日本が初めて置いた事実上の海外基地であるアフリカ・ジブチの「拠点」を活動基盤としている。

P3C哨戒機は海賊対処のために必要とされる監視飛行の8割を受け持ち、残り2割をドイツとスペインの哨戒機が分け合う。つまり、有志連合が必要とするアデン湾における情報収集活動も日本のP3C哨戒機が主役となっている。

洋上に目を向ければ、英国と豪州から差し出された3隻の艦艇だけで有志連合が必要とする監視とパトロールを担えるわけがない。ホルムズ海峡に続くオマーン湾を監視する護衛艦「たかなみ」はやはり、有志連合の足らざる部分を補う役割を果たしているといえる。

オ) 自衛隊の中東派遣が閣議決定された2019年12月、米国の複数高官が「歓迎する」と述べたのは、能力の高い自衛隊による情報収集活動は有志連合の活動を補完して余りあるほどの成果を上げることが確実だからである。日本は米国にとって、まさに「番兵」である。この派遣も日本政府が米国の要請を断れない実態を示しているものでもある。

カ) 中東へ派遣された海上自衛隊の人的配置をみると、また別の側面が浮かび上がる。今回の中東派遣では他国軍の大佐にあたる一等海佐(一佐)が3人送り込まれ、この種の海外活動では異例の高官派遣となっている。

際立つのは自衛隊として初めて、米海軍の中枢である米中央海軍司令部に連絡幹部を派遣したことと、その連絡幹部が派遣された3人の一佐のうちの一入であることだ。

米中央海軍司令部は中東の親米国バーレーンにあり、ペルシャ湾、オマーン湾、紅海などの中東海域と東アフリカ海域を任務海域としている。有志連合もこの米中央海軍司令部の中に置かれている。

米軍は「連絡幹部の階級」「派遣部隊の対米貢献度」などを基準に相手国へ提供する情報の質・量を変える。例えば、二佐(中佐相当)より一佐の方が出席できる会議の数が多く、自ずと得られる情報にも違いが出てくる。また艦艇だけでなく、艦艇と航空機を派遣した方が米国との間で交換する情報の中身は濃いことになる。

キ) つまり自衛隊の中東派遣は、日本が必要十分な情報を入手する体制を整えていることを示している。必要十分な情報とは、米国とイランの対立が武力衝突に発展し、米国から支援を求められた場合に素早く対応するための情報も含まれるであろう。

中東へ派遣された残り二人の一佐は護衛艦「たかなみ」の艦長と「たかなみ」を含む4隻の護衛艦を指揮する第六護衛隊司令だ。この司令は第六護衛隊の残り3隻を上部機関の第2護衛隊群司令に預けて「たかなみ」に乗艦した。1隻の護衛艦のために護衛隊司令が日本を離れ、中東に活動拠点を移すのは珍しい。

ちなみに海賊対処で現在、中東へ派遣されている護衛艦を指揮する水上部隊の指揮官およびジブチに拠点を置くP3C哨戒機を指揮する航空隊の司令は、それぞれ二佐である。その一方で有志連合と連携する情報収集活動に一佐を3人も派遣したのは、海上自衛隊が今回の中東派遣を重要視している何よりの証拠といえるだろう。

不測の事態が起きた場合、「たかなみ」は自衛隊法にもとづく海上警備行動の発令を受け、日本船舶を護衛することになるが、発令するには防衛相が首相の承認を得る必要がある。実際にそんな手続きを行う余裕などあるだろうか。

ク) 護衛艦一隻の派遣にもかかわらず、海上自衛隊が護衛隊司令を乗艦させることにしたのは、現場で武器使用を決断できる立場にあると考えた結果ではないだろうか。

一佐三人の派遣は、安倍政権が政治決断を避けてあいまいにしている中東派遣の真の狙いが「日本船舶の安全確保にある」と海上自衛隊が付度し、いざという時に現場に決断させる覚悟を示したものと見えるだろう。

見方を変えれば、これまでの自衛隊海外派遣で繰り返されたのと同様、機能不全に陥った「シビリアン・コントロール」を制服組が補い、「終わりよければすべてよし」につなげるシナリオが今回も描かれたといえる。

ケ) 自衛隊の中東派遣の閣議決定後である2020年1月3日に、米軍はイラン国軍とは別のイランの軍事組織であるイラン革命防衛隊の「コッズ部隊」を率いるソレイマニ司令官他をイラクのバグダッド空港付近で無人機によるミサイル攻撃で殺害した。

トランプ大統領はソレイマニ司令官殺害に関し、「差し迫った脅威」があったかについて、「彼には恐ろしい過去があるので、どうでもいいことだ」とツイッターに投稿しており、アメリカが違法な先制攻撃を行う歴史を再現したと言わざるを得ない。

イランは報復として、イラク駐留米軍基地2ヶ所のみを弾道ミサイルで攻撃したが、イランの対応次第では戦争になりかねない事態だったと言わざるを得ない。

ソレイマニ司令官殺害もアメリカが好戦的国家であることを改めて証明した事件である。イランの対応次第では戦争になっても何ら不思議ではなかったものである。

コ) 半田氏は、あらためて確認しておきたいこととして現在の中東の混乱を招いた遠因は米国にあるとのこと。

イラク戦争を引き起し、結果的にイランの中東における勢力拡大に力を貸したのはほかならぬ米国である。

トランプ米大統領は2018年5月、米国を含む6カ国とイランとの間の核合意から一方的に離脱してイランへの経済制裁を強めた。これに反発したイランが核開発を再開させ、中東の不安定化はいっそう強まった。

イラク戦争、核合意からの離脱という「米国の誤り」が今日の事態を招いた。そして米国発の「中東の戦争」に関わり、対米支援を続けてきたのが日本政府である。

小泉純一郎政権は時限立法であるテロ、イラクという二つの特別措置法を制定して米国の戦争を支援したが、現在は安倍政権が成立させた恒久法の安全保障関連法が施行されている。米国とイランとの対立が武力行使に発展すれば、安全保障関連法を根拠に対米支援に踏み切るのではないだろうか。

もちろん日本政府には米国の戦争を支援しないという選択肢もある。しかし、安倍首相は「日本は米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことはありません」(2015年5月26日、衆院本会議)と述べている。

過去、米国の戦争に反対したことがないのだから、将来ともその方針を変えることはないだろう。では、どのような対米支援が想定されるのだろうか。

サ) 安保法制は、自衛隊による対米支援について、米国などの戦争をめぐる以下の場面で実施可能と定めている。

- ①日本の平和と安全に関わる場合＝重要影響事態
- ②国際社会の平和と安全に関わる場合＝国際平和共同対処事態
- ③日本の存立が脅かされる場合＝存立危機事態(集団的自衛権行使)

①や②の事態で実施を想定しているのは米軍への後方支援活動である。具体的には、弾薬や燃料の提供、武器の輸送、負傷した米兵の救護などを実施する。例えば、米国によるアフガニスタン攻撃の際、海上自衛隊の補給艦が実施した燃料提供は安保法制によって実施可能となっている。

過去の政府見解では、米軍の武力行使と一体化するので違憲とされた「発進準備中の航空機への燃料補給」も安保法制下では可能である。空母のような広大な甲板を持つ護衛艦「いずも」「かが」に米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイなどを乗せ、燃料を補給して出撃させる日米統合運用も検討対象となる。

イラク戦争の際にはできなかった戦闘地域における米軍支援も、安保法制により実施可能となった。「現に戦闘行為が行われている現場以外」での活動が条件とはいえ、自衛隊の活動地域を決めるのは日本政府なので何とでもなり、実質的に自衛隊は全面的に米軍の後方支援ができる。

当然ながら、反米勢力からすれば「自衛隊は米軍を支援する敵」となる。そうなれば自衛隊が攻撃対象となるのは火を見るより明らかだ。

③の存立危機事態をめぐり、安倍首相は安全保障関連法案が議論されていた2015年の通常国会で、「唯一の事例」として「ホルムズ海峡の機雷除去」を挙げた。当時、核開発を続け、国際社会から孤立していたイランがホルムズ海峡を封鎖すれば、原油の8割を中東に依存している日本は存立の危機を迎えるというのだ。

安保法制が強行採決され、他国防衛のための武力行使、すなわち集団的自衛権行使は「違憲」との歴代政権の見解を覆して「合憲」と180度変化した。

仮に今後、イランがホルムズ海峡を機雷封鎖するようなことがあれば、あれだけ安倍首相が繰り返した「ホルムズ海峡の機雷除去」に乗り出さなければ、論理矛盾が生じる。しかも機雷除去は機雷を敷設した国に対する武力行使となるため、日本はイランとの交戦状態に陥ることになる。

こうして日本の近未来を予測すると「米国の戦争への巻き込まれ」が浮上する。安保法制が施行され、4年目を迎えた今、日本が戦争に巻き込まれていないのは米国が本格的な戦争をしていないからに他ならない。

その意味では緊迫の度を高める中東情勢がさらにエスカレートして、米国とイランとの間の武力衝突に突入した場合、日本が巻き込まれる蓋然性は高い。

高官である一佐を米中央海軍に派遣したのは、当地で異変があればいち早くキャッチできる立場を利用して、安保法制にもとづく、あらたな自衛隊派遣に備える狙いが含まれると思われる。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㊦「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㊧「攻撃当事国国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊨「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊩「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となる。

(8) 「戦争法」によるイージス艦「まや」就役による海自・米軍の一体化加速

配布控訴理由書の8-9頁で、本件「戦争法」によるイージス艦「まや」就役による海自・米軍の一体化加速を次のように述べている。

(9) イージス艦「まや」就役による海自・米軍の一体化加速

ア) 海上自衛隊で2020年3月19日、7隻目のイージス艦「まや」が就役した。「まや」は、敵ミサイルの位置情報を高い精度で、かつリアルタイムに共有できる「共同交戦能力(コーペレティブ・エンゲージメント・ケーパビリティ＝CEC)システム」を海自艦で初めて搭載した。CECを既に導入している米軍との一体化が加速することになった。

イ) 安保法制の施行により、専守防衛のたがが外れ、集団的自衛権の行使容認や後方支援活動の拡充、米艦防護等の新任務の付与等が行われることとなっている中で、さらにCECを有する日米の艦船同士で情報共有のもとに相互の軍事行動が行われれば、憲法9条で違法とされている「他国の武力行使との一体化」となる可能性がより高まったといえる。

「武力行使の一体化」と認定されるかについては、「ミスター法制局長官」と呼ばれた大森政輔もと内閣法制局長官(大阪地裁判事補を経て法務省へ出向。内閣法制局第2部長、第1部長を、法制次長を歴任後、1996年1月から1999年8月まで内閣法制局長官)が下記答弁で示した「4条件」が現在も有効とされている。

大森内閣法制局長官は1997(平成9)年2月13日の衆議院予算委員会において「他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきているわけでございますが、委員重々御承知と思いますが、要するに、①戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、②当該行動等の具体的内容、③他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々に判断さるべきものである、そういう見解をとっております。」と答弁した。

CECシステムによる情報提供は、上記「4条件」のすべてに該当する可能性があり、特に②と③の該当性が強く当てはまる。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㉞「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㉟「攻撃当事国国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊱「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊲「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となり、違法というほかない。

(9) 「戦争法」による敵基地攻撃能力の問題について

配布控訴理由書の9-10頁で、本件「戦争法」による敵基地攻撃能力の問題について次のように述べている。

(10) 敵基地攻撃能力の問題について

ア) 地対空迎撃システム「イージス・アショア」の配備断念を受けて、「敵基地攻撃能力の保有」の議論が急浮上した。2017年2月10日、安倍晋三首相(当時)は就任して間もないトランプ米大統領とワシントンで最初の首脳会談に臨ん

だ。

この会談から5日後の参院本会議で、首相はトランプ大統領から迫られた米国製武器の追加購入を表明している。これを受けて自民党政調会が検討チームをつくり、翌3月には「ミサイル防衛の強化」を提言。この提言をもとに防衛省は同年5月、イージス・アショアを導入する方針を固め、8月には当時の小野寺五典防衛相が米政府に導入の意向を伝えている。電光石化で決まった導入の経過を振り返れば、「安倍一強」のもと、自民党と防衛官僚による出来レースが展開され、イージス・アショアは国防上の必要性からではなく、「導入ありき」で進んだ政治案件であることがわかる。そして同年12月、安倍内閣はイージス・アショアの導入を閣議決定する。

イ) この閣議決定は翌2018年12月にやはり閣議決定された「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」にしっかり反映されている。つまり、イージス・アショア導入は2回の閣議決定を経て、がんじがらめとなり、簡単には「ないこと」にはできない仕組みになっている。政治案件とはいえ、防衛政策に昇華させた以上、つじつま合わせが必要になる。配備断念を受けて開かれた自民党国防部会などの合同会議では、小野寺氏や稲田朋美元防衛相らが、「敵基地攻撃能力の保有」を主張し、後日、安倍首相(いずれも当時)も同調した。

イージス・アショアの導入を決めた閣議決定は「北朝鮮の核・ミサイル開発に対処する」としており、保有を検討する敵基地攻撃能力は「対北朝鮮向け」になる。防衛省は「島しょ防衛用高速滑空弾」というミサイルを開発しており、これを「南西諸島の防衛」から「北朝鮮の敵基地能力攻撃」に転用する案が浮上しつつある。

ウ) 半田氏は、敵基地攻撃能力と安全保障関連法との関係について考察している。

北朝鮮が日本に弾道ミサイルを発射する場面では、韓国及び在韓米軍基地を多く抱える米国との間の戦争になっている可能性が高い。朝鮮戦争の再燃、あるいは第2次朝鮮戦争である。

その戦争が安全保障関連法で定めた存立危機事態に該当すれば、日本も参戦することになる。韓国政府の拒絶により、韓国の領土に立ち入るのは困難だとしても、自衛隊は米軍に追従する形で、兵器類を総動員して韓国の領空外、領海外からの攻撃に参加することになる。

存立危機事態による日本の参戦は、直ちに北朝鮮からの反撃を呼び、即武力攻撃予測事態ないし武力攻撃事態に至る。その際には、京都府の米軍×バンドレーダーをはじめとした日本国内の米軍関係施設が真っ先に反撃の対象になるであろう。また、その前段階として韓国や米国が北朝鮮との戦争に向けて準備を始める状況となれば、それは、重要影響事態であるとして米国は日本

に様々な形での後方支援を求めてくることも確実に予想できる。

すなわち、敵基地攻撃能力の議論は、安全保障関連法による重要影響事態から存立危機事態への移行、そして存立危機事態から武力攻撃予測事態、武力攻撃事態への移行が極めて滑らかに行われることを示しているのである。アメリカの始める戦争に自動的に巻き込まれることを端的に示しているのが「敵基地攻撃能力」の問題である。

この敵基地攻撃能力は、例えば中東など他の地域でも活用できる。敵基地攻撃能力の保有は地域を選ばない「攻撃能力の保有」につながるのではないか。専守防衛の国是が危うい。

本年9月11日の安倍前首相の「談話」では、「迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことができるのか。そういった問題意識の下、抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討してまいりました。」として、迎撃能力を超える能力の検討について言及している。この「談話」は、敵基地攻撃能力の必要性を述べるものである。

エ) 防衛省は陸上自衛隊の水陸機動団(以下「水機団」という)について、北海道の陸自駐屯地への新設を検討している。実現することになれば、長崎県佐世保市の相滂駐屯地に次ぐ2ヶ所目の配置となる。

陸上自衛隊は十勝管内大樹町に海に面した浜大樹訓練場を有しており、揚陸訓練の実績もあることから、訓練環境も整っているとして、北海道が有力な候補地となっている。

水機団は「日本版海兵隊」と言われており、尖閣諸島(沖縄県石垣市)など南西諸島の防衛強化を図るためとされているが、安全保障関連法の施行による集団的自衛権の行使容認、後方支援のさらなる強化により、本家本元の米海兵隊と一緒に海外で一体的に行動することになる可能性は否定できない。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㉞「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㉟「攻撃当事国国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊱「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊲「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となる。

(10) 自衛隊の変貌が戦争やテロによる日本の危機を切迫したものにしている

配布控訴理由書の10-12頁で、本件「戦争法」による自衛隊の変貌が戦争やテロによる日本の危機を切迫したものにしていることを次のように述べている。

(11) 自衛隊の変貌が戦争やテロによる日本の危機を切迫したものにしてい

るか

ア) 東京地方裁判所での安保法制違憲国賠訴訟の判決(2019年11月7日判決・東京地方裁判所平成28年(ワ)第13525事件等)は、半田氏の提出した意見書に触れて「(半田意見書)は、米国による戦争(他国に対する攻撃)と、我が国による集団的自衛権の行使等を二重に予測した上で、これに起因して、我が国が武力行使又はテロ攻撃の対象となる旨の予測をのべるものであって、我が国が現実に武力行使又はテロ攻撃の対象とされていることを述べるものとは言えない」とした。

イ) これに対する半田氏の意見は、以下のとおりであるという。

i) 「米国による戦争(他国への攻撃)」は、過去、何度も繰り返されている。

第2次世界大戦後の20世紀中に限ってみても、米国は朝鮮戦争、ベトナム戦争といった大規模戦争に参戦し、米国が参戦することで歴史的な戦争に発展した事実がある。

朝鮮戦争は北朝鮮による南進から始まったとはいえ、朝鮮半島がソ連など共産主義勢力の支配下に置かれることを懸念して参戦した。いわゆる朝鮮国連軍が編成され、その主軸となった米軍は中国義勇軍を含む北朝鮮軍との間で血みどろの戦いを展開した。

ベトナム戦争への参戦は、やはり共産主義勢力がインドシナ半島に広がることを阻止する狙いがあった。当初、ベトナム戦争は南北に分裂したベトナムで内戦として始まったが、旧宗主国のフランスが撤退すると、米国は米軍の駆逐艦が北ベトナム軍から攻撃を受けたと事件を捏造(トンキン湾事件)して本格的に参戦し、泥沼の戦いとなった。米国の若者だけでも戦死者・行方不明者は5万8000人にのぼった。

21世紀に入り、米国は2001年、米同時多発テロ事件の報復としてアフガニスタンを攻撃した。米軍の攻撃により、アフガンを統治していたイスラム原理主義のタリバン政権は崩壊したが、2005年からタリバンは復権し、現在に至るまで米軍はアフガンから撤収できずにいる。ベトナム戦争をはるかに越える19年という長い戦いとなっている。続いて2003年、米国は「フセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っている」と今では米政府もウソと認めている理由でイラク戦争を始めた。本格戦闘は同年中に終了したが、フセイン残党、イスラム原理主義者らが集まってテロリスト集団(イスラム国 OS)を組織、その後、各地でテロを引き起こし、米国も対処を求められる事態となっている。米国の一方的なイラクへの侵攻により、世界を不安定化させる要因がつくられたといえる。

このように米国は第2次世界大戦後だけでも大規模な戦争を度々引き起こしている。小規模な戦争を含めれば、国際司法裁判所から米国の武力侵攻が違法と認定され、賠償金の支払いを命じられたニカラグア侵攻、キューバに侵攻してカストロ政権の打倒を狙ったヒッグス湾事件など「米国による戦争(他国への

攻撃)」が決して異例ではないことは歴史が証明している。

将来、米国が2度と戦争を引き起こさないと考える人は、過去の歴史から学ばず、将来の教訓とすることを否定していると考えざるを得ない。

ii) 次にこうした「米国による戦争(他国への攻撃)」に日本がどのように関わってきたかをみってみる。

朝鮮戦争の勃発当時、日本は国際社会に復帰しておらず、事実上、米国の支配下にあった。米軍中心の占領軍の協力によってつくられた日本国憲法により、「軍隊の不保持」を定めたにもかかわらず、米軍の要請で日本は朝鮮海峡に特別掃海隊を派遣した。部隊は機雷を除去する作業を繰り返すなかで、掃海艇1隻が触雷し、乗員の中谷坂太郎氏が死亡した。

在日米軍司令部の置かれた横田基地からは連日、米軍の爆撃機が朝鮮半島の爆撃のために離陸して行った。戦いで負傷した米兵は九州の赤十字病院などで治療を受け、再び戦場へ復帰。米軍の要求で戦闘に使う被服やトラックなどの生産が爆発的に増え、日本は朝鮮戦争特需に沸く。これにより日本は急速に戦後復興を遂げた。

米国からみれば、日本は米軍の出撃基地兼後方支援基地として便利に使える国ということになる。この時の経験は、米国が日本を自国の戦争に利用するきっかけになったと考えられる。

次にベトナム戦争が本格化すると横田基地は米軍の輸送拠点として活用された。日本はすでにサンフランシスコ条約によって国家主権を取り戻していたにもかかわらず、横田基地からは北ベトナム空爆のため、連日のように爆撃機が出撃していった。

日本政府はこれを日米地位協定によって定められた事前協議が必要な事項とはみなさず、部隊の移動と解釈。横田基地には死亡したり、負傷したりした米兵が運ばれ、負傷兵は都内の病院で治療を受けた。

主権がなかった朝鮮戦争当時とは異なり、主権を取り戻してもなお、日本政府は米国が出撃基地兼後方支援基地として日本を便利に使い続けることを認めたといえる。

21世紀に入ると日本は国内で対米支援をするだけにとどまらず、自衛隊を海外送り出すことで積極的に「米国による戦争(他国への攻撃)」への協力を始める。

米国によるアフガニスタン攻撃の際、日本はテロ対策特別措置法をつくり、同法を根拠に海上自衛隊の補給艦をインド洋に派遣した。この補給艦はアフガンに対して巡航ミサイルを発射する米軍艦艇に無償で燃料補給した。テロ特措法は時限立法だったにもかかわらず、延長を続け、9年間にわたって洋上補給を繰り返した。

イラク戦争の際には当時の小泉純一郎首相が世界に先駆けて「米国の戦争

を支持する」と表明したところ、米国側から「陸上自衛隊を派遣せよ」と求められ、今度はイラク特別措置法をつくり、陸上自衛隊600人をイラクへ、航空自衛隊の輸送機部隊をクウェートへ派遣した。

航空自衛隊の輸送機は武装した米兵約2万3000人をイラクの首都バグダッドとクウェートとの間で空輸し、この活動は2008年4月、名古屋高裁から「航空自衛隊の空輸活動は米軍の武力行使と一体化していて憲法違反」と断定された。

このふたつの戦争で日本は特措法までつくって米国を支援したのである。しかし、安保法制は、事態に合わせてつくり、期限が来れば効力が消えてしまう特措法とは違う。恒久法なので、いつでも、いつまでも使うことができる。米国がいずれこの地域や国で戦争を始め、日本に支援を求めてきたときに、ただちに自衛隊を送り込むことができる仕組みとなっている。

iii) 安倍政権より前の政権までは「憲法違反」とされ、政府が禁じてきた集団的自衛権の行使や戦闘地域での米軍支援は、いずれも実施可能である。米国が再び戦争を始めたとき、米軍の側について自衛隊が戦闘に参加したり、米軍の下働きをしたりすることが簡単にできるのが安保法制である。同法の成立により、同法にもとづき、海外へ派遣される自衛隊が攻撃され、死傷者が出るおそれは高まったといえる。

もちろん日本政府には、米国の戦争を支持しないという選択肢もある。しかし、安倍前首相は2015年6月26日の衆院本会議で「日本は米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことはありません」と述べている。

過去、米国の戦争に反対したことがないのだから、将来とも米国の戦争には反対することなく、安保法制を根拠に対米支援として自衛隊を海外へ送り出すことになるのは自明ではないだろうか。そこで行われるのは安保法制がつけられる以前のような非戦闘地域における後方支援にはとどまらない。武力行使そのものや戦闘地域における後方支援にまで踏み込むことだろう。そのための安保法制なのだから当然である。

ウ) 安倍前首相は2020年8月15日に行われた、「全国戦没者追悼式」における式辞において、先の大戦に対する反省の言葉もなければ「歴史」の言葉もなく、「我が国は『積極的平和主義』の旗の下、国際社会と手を携えながら、世界が直面しているさまざまな課題の解決に、これまで以上役割を果たす決意です。」と述べた。安全保障関連法を制定させた安倍政権にとって、国際社会とはまず第一にアメリカであり、アメリカとともに、「国際平和のために積極的に軍事的行動を行う」ことを宣言したと理解されてもやむをえない。

「積極的平和主義」を掲げた安倍前首相にとって、歴代の首相たちの手足を縛った憲法の制約などないかのようである。立憲主義からの逸脱はとどまること

を知らないというほかない。

いよいよ、我が国が国際問題の解決のためとして戦争を始めるアメリカと一緒に軍事行動を行う日がそこまで来てしまっているのである。

エ) 自衛隊が海外で武力行使すれば、その影響は日本や海外の日本人にまでおよぶ。例えば、2016年7月1日、バングラデシュの首都ダッカで武装集団による襲撃事件があり、国際協力機構(JICA)の円借款事業で現地に赴いていた建設コンサルタント会社の関係者の男女7人が殺害された。英語で「私は日本人だ」と叫んだ男性は連れ去られた(2016年7月2日読売新聞、バングラテロ「日本人だ」叫ぶ男性 連れ込まれる姿現場近く 住民目撃)。

男性はバングラデシュを支援する側だと強調したかったのだろうが、相手が日本人を特別視していないことがうかがえる。

自衛隊のイラク派遣以降、テロリスト集団は日本を敵とみなす傾向が出ている。ISは2015年2月、人質にしていた後藤健二さん、湯川遥菜さんの二人を公開処刑した。殺害に至った理由について、現地情勢に詳しい田中浩一郎・日本エネルギー経済研究所中東研究センター長は「日本は軍事行動をしてこなかったが、過激派対策で米国などと歩調をあわせ、アルカイダなどから『十字軍』の一角とみられてきた」(2015年2月2日朝日新聞、対テロ分断目的か「非軍事」の日本も敵視「イスラム国」、投稿で攪乱)ことが挙げられている。

米国と足並みを揃えるだけで日本人が殺害対象となるならば、安保法制により、自衛隊による本格的な対米支援が始まったとすれば、米国に反発する勢力は日本政府や日本人に対して、攻撃を仕掛けるおそれが格段に高まるのは明らかだろう。ひいてはアジアの平和と安全が脅かされる事態を招くことになりかねない。

オ) 外国の首脳も、日本の安全保障政策に懸念を持っている。2018年5月、再びマレーシアの首相に返り咲いたマハティール氏は朝日新聞のインタビュー記事(2019年12月5日)でこう答えている。

——日本の失敗、とは何を意味するのですか。

「敗戦後、日本は平和を希求して、攻撃的な戦争をしないと憲法にも書き込みました。でもその一方で、日本は米国の強い影響下にあります。攻撃的な外交政策をとる米国が引き起こす紛争に、日本がその紛争を招いたわけでもないのに、引きずり込まれる可能性があるということ。米国の利益だけ考えていたら、アジアの平和は実現できないのです」。

歴史を、現実を、都合よく解釈することなく、公正な目で分析し、将来に生かすことこそが現代を生きるわたしたちに求められている。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㊦「攻撃当事国・国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㊧「攻撃当事国国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊨「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊩「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となる。

(11) 「戦争法」による自衛隊の軍隊活動の強化、米軍との一体化の強化進行

配布控訴理由書の5-8頁で、本件「戦争法」による「戦争法」による自衛隊の軍隊活動の強化、米軍との一体化の強化進行を次のように述べている。

(12) 以上、安保法制が施行された以降、自衛隊は日本の軍隊としての活動の強化が著しい。そして、米軍との一体化は日々強化し進行していき、いって過言ではない。

この状況で米軍における戦争開始がなされれば、一瞬のうちに我国もまき込まれることは明白といわねばならない。

安保法制の成立、施行がもたらす現実には、正に戦争はいつなんどき起こっても不思議ではない状況であって、この事態を前提としてみれば、個々の国民の精神的苦痛は正に未来を先取りした戦争被害の苦痛であって、法的保護に値する利益であることはいままでもない。

以上のように、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国が、攻撃当事国となることを意味し、それは、日本国民の活動と見なされ、私たちは、㊦「攻撃当事国国民(日本人)」となり、その被害を被った人々のなかで㊧「攻撃当事国・国民(日本人)」に対する敵愾心が涵養され、㊨「攻撃当事国国民への反撃」を生み出し、㊩「日本国の日常生活の危険が増大」するという軍事的緊張と被害の連鎖を生み出す原因となる。

このように、本件「戦争法」により自衛隊が変貌し、戦争やテロの危険が現実のものとなっている。したがって、「戦争法」の施行により、原告らがこれまで主張してきた事態が、決して抽象的な危惧や不安ではなく、現実のものとなっている事態であることは明らかである。

結語

以上のように、本件「戦争法」は、これまでの自衛隊の「専守防衛」という制限枠を壊し、米軍と自衛隊の武力共同行動を可能とし、自衛隊を攻撃的・侵略的な軍事組織に変貌し、その攻撃性・侵略性に対する警戒心や敵愾心が広まり、その結果、国際社会及び日本国内の軍事的緊張を高め、紛争・「テロ」の危機と被害をも拡散している。それは、単なる軍事的緊張を高めただけでなく、また、抽象的な戦争や紛争・「テロ」の危機をも高めたというレベルにとどまらず、世界の人々と原告らの具体的危険性と法的保護に値する損害を生み出している。

本件「戦争法」により、戦争や紛争・「テロ」の危機をも高め、その具体的危険性は、中村哲氏が、2019年12月4日、アフガニスタンの東部ナンガルハル州の州都ジャララバードにおいて、車で移動中に何者かに銃撃を受け、死亡事件が端的にそれを示している。

よって、被告らの本件行為は、国賠法上の違法となり、賠償責任がある。

以上

添付資料

- | | | | |
|---|-----------|--------|-----|
| 1 | 証拠説明書(18) | | 各1通 |
| 2 | 証拠甲94号証 | 半田滋陳述書 | 各1通 |